

教育の情報化の推進に関する論点と前回の議論について

1. ICT 活用教育を推進することの意義について

<論点>

ICT 活用教育を推進することの意義や著作物の利用円滑化の必要性について、どう考えるか。

- デジタル化により各生徒のレベルに合った問題を作ることにもできる。このような方向性は促進すべき。
- 紙もデジタルもシームレスにできるべきというのは原則的な考え方。紙とデジタルを地続きにするというのは最終的な方向性としてあるべき。
- ICT の進歩に伴って教育自体も進化していく。それを見越して技術を特定しない形で、紙とデジタルをいかにシームレスにするかということが大事。

2. 教育関係者から要望のあった各事項について

(1) 授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送信する際の著作物の利用円滑化について

(ア) 教育機関における著作物の利用実態と課題

<論点>

授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送信する際に、どのような著作権上の課題が認められるか。

- 個人的には第 32 条の適用範囲はかなり広いのではないと思うが、対象となる著作物ではなく、その著作物の中で取り扱っている事柄を論評するという形で説明の材料として使うという例も引用に該当するか。第 32 条で利用できるかが曖昧な場合があり、教育機関が教育目的上必要な範囲で著作物を利用する際には、引用の範囲を超えた利用ができてよいのではないか。その観点から第 35 条の見直しの必要性がある。
- 理系や医系分野の基本書に示されている図表や写真、工学系のコンピュータ・プログラムのモジュールについては、教材を作成する目的が研究や批評には当たらず、現行法上の引用では処理できない現実があり、この部分について第 32 条を超えた第 35 条の問題があるのではないか。
- 引用（第 32 条）の規定ぶりは一般条項的になっており利用できる範囲は相当広いのではないと思うが、教育関係者からは適用範囲がクリアにならないと使いにくいという話もあった。第 32 条で利用可能な範囲を個別に決め打ちする形で条文上明確にすることは難しく現実的ではないので、第 35 条において、できることを明確化するという必要もある。

(イ) 著作物利用の円滑化を図るために検討することが考えられる事項

(i) ICT 活用教育の推進に向けた著作物利用の円滑化方策の検討の視点

<論点>

ICT 活用教育の推進に向けた著作物利用の円滑化方策の検討の視点について、どのように考えるか。

- この議論が ICT 教育の推進を目的とするならば、権利制限規定は改正されたがそれ以外の部分の利用ができないために実態は変わっていないということだと意味がないので、権利制限の対象外のものについても利用できるようにする枠組みを用意するかどうかという点が重要。
- 個別ライセンスだと取引費用がかかるので諸外国では包括的なライセンスの形を取っている。現状から見て当事者の自助的な努力に委ねただけでは前に進まないのだとすると、我が国でもそうしたライセンスを構築するインセンティブを与えるような法制度をどう作るかが重要であり、その中で包括ライセンスと権利制限規定をどう組み合わせるかがこの問題を解く鍵である。
- ライセンスと権利制限の組み合わせが重要であり、手続き負担が重ければライセンスもワークしない。質の高い ICT 活用教育の推進という目的のために、ライセンスと権利制限、補償金などを組み合わせて権利者と利用者両者の利益を調整して考えていく必要がある。
- 制度と実務の両面があるが実務の面も大事。集中管理をしっかりと広げていくことをやり、それを前提とした上で、クリアできない部分について補償金を絡めて権利制限規定をどう維持していくのかということを考えるべき。

(ii) 仮に権利制限による対応の必要性・正当性

<論点>

(ア) で整理した課題を踏まえ、授業の過程において著作物を異時で公衆送信することを新たに権利制限規定の対象とすることについて、(契約による対応可能性も含めて)その必要性や正当性をどう考えるか。

その際、権利者側から教育機関の適切な法の運用体制を懸念する声がある点について、どう評価するか。

<権利制限による対応の必要性・正当性について>

- 現代の子供たちは ICT とともに生まれた世代であり、ICT の利用により特別に新しい教育方法になるということだけでなく、従来紙で教育していたものが単に ICT に置き換わるだけということは自然な姿であり、その意味で紙とデジタルをシームレスで利用できるようにすべきである。加えて、ICT の更なる活用方法があるなら、それを更に促進する形の制

度でなければならない。

- 高等教育機関において単位を取得するためには授業時間の倍の時間を自宅学修に充てることが求められている。教育効果という観点からも、異時送信を権利制限の対象とすべき。
- 教育は非常に公益性が高いものであるから、一定の権利制限をすることとしてもその正当性についてはあまり異論がなかった。
- いかに新しい技術を使って豊かな教育がより自由にできるかということを実現する方向で求めていきたい。
- 教育機関から指摘のあった手続上の負担を軽減できるか否かという視点が必要。現状紙においては第 35 条で既に手続上の負担が軽減されているところであり、紙とデジタルで権利者の利益を不当に害しない範囲は違って然るべきであるが、カテゴリカルに異時送信が第 35 条の対象外となることは避けた方がよいのではないか。
- 教育においては、利用すべき著作物の価値とトランザクションコストの差が大きい。この点十分に踏まえて考えるべき。
- 権利制限の根拠として、許諾を得ることが不可能または困難であること（市場の失敗）、その利用行為に社会的意義があること（外部効果）が挙げられるが、ライセンスを得られる可能性があっても、外部効果により権利制限するという判断もありうる。その意味では、教育利用についても、仮にライセンス体制が整っていたとしても、社会的意義があれば権利制限を根拠づけられるのではないか。教育という場面では、許諾を得られた著作物のみ利用するという性質になじまず網羅的な著作物の利用が必要であり、その点で第 35 条の見直しが必要と考えられる。
- 第 35 条は個々の授業の中で使う教材について著作権処理をすることが現実的に不可能、つまり市場の失敗を背景とした規定。デジタル化で利用できる状況があれば、デジタルな権利処理も可能となり、市場の失敗は存在しないと考えられる。
- （上記意見に対し）紙のものをスキャンして使うなど本来デジタル形態でない場合もあり、簡単に権利処理ができないものもある。教育目的で公正に利用する側が安心して時間的にも煩わされずに利用できることをどうしたら実現できるか。
- 異時送信を権利制限の対象とすることは賛成であるが、実際教育機関において規定がきちんと守られるのか不安。但書はあるが抽象的で、デジタルだと紙のようにコピーの時間や紙代等の費用がかからないため、必要以上に利用されることにならないか。デジタルの特殊性を鑑みて法律で明確に制限をかける方がよいのではないか。

<適切な法の運用体制について>

- 制度論の検討と同時に運用面における検討も併せて必要。規定の円滑な解釈や運用を促進するための第 32 条や第 35 条のガイドラインの策定や教育機関側の著作権保護意識に対する指摘に関わることなど、関係規定が適正に運用される環境や体制の整備に向けて、教育機関と権利者の間で運用面について話し合ってもらうべきではないか。制度論を検討する審議会の議論と両輪で進めることとし、運用面の話合いの進捗状況について報告を受けた上で小委員会でも受け止めていくべき。

- 権利侵害が起きないようにすることや起きた時の対処について意識を傾けるのは大切だが、教育機関の運用体制上懸念があり、権利侵害がなされる可能性が増すから、豊かな技術で教育を受けられるべき人たちの側があらかじめ制限を受けるとするのはおかしい。
- 権利制限規定に関わる法制度の面とライセンス体制に関わる運用面について、組み合わせや連動をどうするかという観点で検討していくことが必要になるのではないか。
- 制度と実務の両面があるが実務の面も大事。集中管理をしっかりと広げていくことをやり、それを前提とした上で、クリアできない部分について補償金を絡めて権利制限規定をどう維持していくのかということを考えるべき。【再掲】

【更に御議論いただきたい点】

仮に権利制限の対象とする場合、その範囲をどのように考えるか。①紙と同様の範囲を対象とするか。②紙のできる範囲とは別とするか。

(iii) 仮に権利制限により対応する場合の関係論点

<論点>

- a 市場が形成されている分野への影響についてどのように考えるか。

<総論に関する意見>

- デジタル・ネットに特有の部分を考慮した適切な手当を行うことは十分ありえる。権利制限に補償金や既に市場が形成されているものについてライセンスを組み合わせる等々をすることは、特に新しく広げていく部分については十分必要なことであり、既にビジネスを行っている方に対する配慮は、財産権上も必要。
- スリーステップテストとの関係性を考えると、権利者の通常の利用を妨げないことが要件となるので、市場が形成されており合理的な手続や対価によって許諾を出す仕組みが既に形成されている著作物に関しては、但書で権利制限規定から除外されるとしてはどうか。
- 既にライセンスによって収益を得ているビジネスについて収益を得る権限が喪失されてしまうことには慎重であるべき。

<ライセンススキームと権利制限との関係についての具体的意見>

- 既に市場が形成されている分野だけでなく、今後市場が形成される分野に対しても配慮が必要。集中管理体制が完成するまで過渡的に権利制限があるような仕組みを考えられないか。
- スリーステップテストとの関係性を考えると、権利者の通常の利用を妨げないことが要件となるので、市場が形成されており合理的な手続や対価によって許諾を出す仕組みが既に形成されている著作物に関しては、但書で権利制限規定から除外されるとしてはどうか。【再掲】

- 個別ライセンスだと取引費用がかかるので諸外国では包括的なライセンスの形を取っている。現状から見て当事者の自助的な努力に委ねただけでは前に進まないのだとすると、我が国でもそうしたライセンスを構築するインセンティブを与えるような法制度をどう作るかが重要であり、その中で包括ライセンスと権利制限規定をどう組み合わせるかがこの問題を解く鍵である。【再掲】
- ライセンススキームがあればそれが権利制限に優先するという制度とすると、権利者側が使用料を自由に設定でき、事実上オプトアウトに近いことができることになったり、利用者が高額な使用料を支払うことになったりしてもいいのか。利用の相当額を支払う仕組みとしては、補償金制度という形でもよいのではないか。

【更に御議論いただきたい点】

当該著作物の「通常の利用」に衝突せず、権利者の利益を不当に害さないこととする上で、権利制限の対象範囲とライセンスビジネスの関係をどう捉えるべきか。具体的には、教育機関が利用可能な形で用意されているライセンススキームについて、権利制限の対象外となるべきものの有無及びその範囲についてどう考えるか。

<論点>

b 権利者に補償金請求権を付与することの要否についてどのように考えるか。

- デジタル・ネットに特有の部分を検討した適切な手当を行うことは十分ありえる。権利制限に補償金や既に市場が形成されているものについてライセンスを組み合わせる等々することは、特に新しく広げていく部分については十分必要なことであり、既にビジネスを行っている方に対する配慮は、財産権上も必要。【再掲】
- 無断利用について一定の利益分配をするのは、海外の法制度や国際条約（スリーステップテスト）とも合致する。
- ライセンススキームがあればそれが権利制限に優先するという制度とすると、権利者側が使用料を自由に設定でき、事実上オプトアウトに近いことができることになったり、利用者が高額な使用料を支払うことになったりしてもいいのか。利用の相当額を支払う仕組みとしては、補償金制度という形でもよいのではないか。【再掲】
- 権利制限しても一定の利益がクリエイターに還元される工夫は既に現行法にもあるので、そのあたりをうまく組み合わせではどうか。現行第 35 条は補償金制度がついてないが、仮に補償金をつけるとすれば、その分だけ利益が還元されるから範囲は広くてもよいというような考え方もある。
- 補償金請求権を付与しても、孤児著作物については、（徴収・分配の）実務上の問題が残る。
- 補償金請求権のような仕組みの導入の検討は、これがどういう運用ができるかということこ

ろにも係っているので、運用面における現状の環境や体制、必要な改善すべき問題も踏まえつつ、今後検討を進めていくべき。

【更に御議論いただきたい点】

- ・仮に公衆送信に関する権利制限の創設に伴い併せて補償金請求権を付与とした場合、（現行法第35条第1項との差異も含め）その理由をどこに求めるか。
- ・補償金制度運用上の課題について指摘があるが、この点についてどのように考えるか。

<論点>

- c 制度の円滑・的確な運用を促進するための取組について、どのように考えるか。

- 制度論の検討と同時に運用面における検討も併せて必要。規定の円滑な解釈や運用を促進するための第32条や第35条のガイドラインの策定や教育機関側の著作権保護意識に対する指摘に関わることなど、関係規定が適正に運用される環境や体制の整備に向けて、教育機関と権利者の間で運用面について話し合ってもらわなければならないか。制度論を検討する審議会の議論と両輪で進めることとし、運用面の話合いの進捗状況について報告を受けた上で小委員会でも受け止めていくべき。【再掲】
- 第32条の解釈をガイドライン等で明確化することにより教員側の手続的負担を軽減することができるのではないか。
- 法律で条件を明確にするにも限界がある。例えば、教育機関において無許諾で複製できる期間などの細かいルールは当事者間で話合いを行ってはどうか。
- 第35条で複製できる範囲を理解することが重要であり、教育機関は学生生徒に向けて啓発する必要がある。

(iv) その他

<論点>

- d 権利制限規定の対象外となる著作物について、契約による利用の円滑化を図るための方策としてどのようなものが考えられるか。

- この議論がICT教育の推進を目的とするならば、権利制限規定は改正されたがそれ以外の部分の利用ができないために実態は変わっていないということだと意味がないので、権利制限の対象外のものについても利用できるようにする枠組みを用意するかどうかという点が重要。【再掲】
- 個別ライセンスだと取引費用がかかるので諸外国では包括的なライセンスの形を取っている。現状から見て当事者の自助的な努力に委ねただけでは前に進まないのだとすると、

我が国でもそうしたライセンスを構築するインセンティブを与えるような法制度をどう作るかが重要であり、その中で包括ライセンスと権利制限規定をどう組み合わせるかがこの問題を解く鍵である。【再掲】

- 本来的なあり方として、集中管理を、孤児著作物の拡大集中処理を含めて、しっかり広げていくことをやり、それを前提とした上で、クリアできない部分について補償金を絡めて権利制限規定をどう維持していくのかということを考えるべき。

(v) 関係者間で議論されるべき内容について

<論点>

- e 関係者間で議論されるべき内容としてどのようなものが考えられるか。

- 制度論の検討と同時に運用面における検討も併せて必要。規定の円滑な解釈や運用を促進するための第 32 条や第 35 条のガイドラインの策定や教育機関側の著作権保護意識に対する指摘に関わることなど、関係規定が適正に運用される環境や体制の整備に向けて、教育機関と権利者の間で運用面について話し合ってもらうべきではないか。制度論を検討する審議会の議論と両輪で進めることとし、運用面の話合いの進捗状況について報告を受けた上で小委員会でも受け止めていくべき。【再掲】
- 権利の集中管理をいかに広げていくのかといった点を含む実務面について問題点を関係者の協議の中で明らかにしてほしい。
- 法律で条件を明確にするにも限界がある。例えば、教育機関において無許諾で複製できる期間などの細かいルールは当事者間で話合いを行ってはどうか。【再掲】

(2) 教育目的で教員や教育機関の間で教材等を共有（複製・公衆送信）する際の著作物の利用円滑化について

(ア) 教育機関における著作物の利用実態と課題

<論点>

教育目的で教員や教育機関の間で教材等を共有（複製・公衆送信）する際に、どのような著作権上の課題が認められるか。

(イ) 著作物利用の円滑化を図るために検討することが考えられる事項

<論点>

(ア) で整理した課題を踏まえ、教育目的で教員間・教育機関間で著作物を共有することを新たに権利制限規定の対象とすることについて、（契約による対応可能性も含めて）その必要性や正当性をどう考えるか。

- 異時送信を権利制限規定の対象とした場合に、その教材を隣の教室や教員に使わせないということは実際上ありえない。むしろ、その教材を同じ学内ないし他の学校で利用できなければ ICT 活用教育の効率的な利用ができず意味がない。異時送信の議論の際には、教材の共有や研究も見通して、権利制限規定だけでなく、権利者団体と教育機関との話し合いでルールを作成するなど他の方法と組み合わせて検討するべきである。
- 教材の共有であれば、ライセンスを取る時間的余裕も出るので、授業のための利用とは同じに扱えないのではないか。
- 学校内での共有であればまだよいが、それと教育機関を超えた共有とは、全く同じとして扱えないのではないか。これらは同じ共有であっても権利者に与える影響や権利制限の必要性には差があり、その差をどういう形で調整するかという議論が必要。
- 最終的には教材の共有も一定の範囲で行った方がよいと思うが、スピード感が重要。共有も視野に入れつつ、まずは一番必要性の高い異時送信の部分から固めていくことが重要ではないか。

【更に御議論いただきたい点】

- ・教材等の共有の現代における教育政策上の意義や契約による対応可能性も踏まえ、（教員本人による授業過程での利用の場合との差異も含め）権利制限の正当化根拠の有無やその理論構成をどのように考えるか。
- ・権利制限の対象とする場合、共有する範囲についてどのように考えるか。①1つの教育機関内における共有に限定すべきか。②教育機関を超えた共有とするか。
また、既に市場が形成されている分野への影響や補償金の要否についてどのように考えるか。

(3) MOOCのような一般人向け公開講座における著作物の利用円滑化について

(ア) 教育機関における著作物の利用実態と課題

<論点>

MOOCのような一般人向け公開講座において著作物を利用する際に、どのような著作権上の課題が認められるか。

(イ) 著作物利用の円滑化を図るために検討することが考えられる事項

<論点>

(ア) で整理した課題を踏まえ、MOOCのような一般人向け公開講座における著作物の利用を新たに権利制限規定の対象とすることについて、(契約による対応可能性も含めて) その必要性や正当性をどう考えるか。

- MOOCを権利制限の対象とすることは難しいのではないかと。教育機関が行う情報提供であれば全て教育とし、講義のような形を全て権利制限とすると、対象が包括的になりすぎる。そのようなものも権利制限の対象とすると授業における制限が無意味化するのではないかと。基本的にはライセンスで対処する方がよい。
- MOOCも権利制限の対象とすると第35条の正当化根拠である公益性が薄まっていく。まずは狭い意味での教育から検討して、その後教育の範囲を広げて考えるというように区別した方がよい。
- MOOCについても基本的な方向性としては進めていくべきであるが、まずはライセンスにより利用することを考えていく必要があるのではないかと。
- 一定の登録をする授業については、受講者の数が増えること以外違いがないのではないかと。一般人向け講座を定義した上で、権利制限による問題かライセンスによる問題かを議論する必要がある。MOOCだから別の問題ということではなく、どのような法制度にするかに関わってくる問題。権利制限とは関係のないライセンスの問題とすることは疑問。

【更に御議論いただきたい点】

- ・権利制限の対象とすべきでないとするならば、それはどのような理由によるか。

(4) 著作権以外の課題について

- 教育機関が利用したくても利用できないケースには、著作権以外にも肖像権やパブリシティ権の問題もあり、著作権の手当てだけでなくそれらも含めて考えないと、結局利用することができずに教育機関が困ることになる。(文化審議会)で正面から取り扱わないにしても、こうした点についても意識した上で考えていくべきではないかと。